

# 都留市新型インフルエンザ等対策行動計画

都 留 市

(平成21年9月策定)

(平成27年3月改定)

令和8年5月改定

## --目次--

はじめに	1
<b>第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針</b>	
第1章 計画の基本的な考え方	4
第2章 計画の位置づけ・見直し	5
<b>第3章 新型インフルエンザ等対策の目的</b>	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	6
第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	12
第5章 発生段階等の考え方	16
第6章 市行動計画における対策項目	19
<b>第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</b>	
<b>第1章 実施体制</b>	
第1節 準備期	24
第2節 初動期	25
第3節 対応期	25
<b>第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b>	
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
<b>第3章 まん延防止</b>	
第1節 準備期	32
第2節 初動期	32
第3節 対応期	32

## 第4章 ワクチン

第1節 準備期	34
第2節 初動期	38
第3節 対応期	42

## 第5章 保健

第1節 準備期	46
第2節 初動期	46
第3節 対応期	46

## 第6章 物資

第1節 準備期～初動期	48
第2節 対応期	48

## 第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期	49
第2節 初動期	50
第3節 対応期	50

## 第8章 その他（医療）

第1節 準備期	53
第2節 初動期	53
第3節 対応期	53

## はじめに

### 都留市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的と経緯

感染症危機を取り巻く状況は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という）において、次のように解説されている。

・・・・・・・・・・・・・・・・

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）<sup>1</sup> やジカウイルス感染症等<sup>2</sup> の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナ<sup>3</sup> が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機<sup>4</sup> が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」<sup>5</sup> の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）<sup>6</sup> を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

・・・・・・・・・・・・・・・・

県においても、前記のとおり解説された「感染症危機を取り巻く状況は、まさに本県にも当てはまるものであり、感染症危機を乗り越えるための取組を平時から進めていく必要がある」として、今般の行動計画が改定されたところである。

本市においては、2008年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

る法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年6月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を、また、2013年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行されたことに伴い、政府行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、2015年3月に「都留市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を、国や県の行動計画を踏まえ策定してきたところである。

今般の「市行動計画」の改定は、特措法を始めとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナの対応で積み重ねた知見や経験のほか近年の感染危機を取り巻く状況を踏まえ、2024年7月に政府行動計画が抜本改定となったこと、また、これらを踏まえ県が2025年5月に「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定したことから、市においても、県の計画に即して市行動計画の抜本的な改定を行うものである。

本行動計画は、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも対応できる体制の構築を目指すものであり、本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実現していくことを目指すものである。

なお、県行動計画では前計画の反省点として以下の内容が示されている。

- ・ 関係機関との連携について、具体的なことが記載されていなかった。
- ・ 感染症に対応できる人材不足の認識が甘く、改善の取組が示されていなかった。
- ・ 感染症対策に必要な個人防護具\*の備蓄量の記載がなく、実際に備えもなかった。
- ・ 市対策本部の役割が過小に見積もられており、感染症危機への事態対応に求められる現実的な組織体制となっていなかった。
- ・ 感染症発生時の医療機関の役割分担が明確でなかった。
- ・ 医療機関にどのように患者を振り分けるのかなどの具体的な運用が示されていなかった。
- ・ 医療現場の意見が反映されておらず、計画の内容に実効性がなかった。
- ・ 複数の感染の波を想定しておらず、感染症の特性や感染状況に応じた対応の在り方が不明であった。
- ・ 短期に収束する新型インフルエンザのみを想定し、対応の長期化による社会経済活動への影響が考慮されていなかった。
- ・ 感染症の特性や治療法を先手で情報収集する手段がなかった。
- ・ 情報の受け手に配慮した発信について記載されていなかった。
- ・ 偏見・差別等による被害の発生への対策が不十分であった。

上記にあげた反省点を参考に、本市においても、行動計画を策定し、感染症有事の事態

において、どのように対処すべきか、その方策を明らかにするとともに、事態対処を適切に行うための事前の準備行動を併せて示すものである。

---

<sup>1</sup> SARS コロナウイルスによる全身性の感染症で感染経路は、飛沫及び接触感染が主体となるが、糞口感染、空気感染の可能性も否定できない。

<sup>2</sup> デング熱及びチクングニア熱と同様、蚊を介して感染する。

<sup>3</sup> 令和2年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられた。県行動計画が対象とする新型インフルエンザ等のうち「新型コロナウイルス感染症」は、COVID-19とは異なる型となる。なお、「再興型コロナウイルス感染症」は、COVID-19の変異により発生する可能性はある。

<sup>4</sup> 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。感染症危機を取り巻く環境から、国家の危機は県の危機でもあり、県では、県民の生命・健康及び生活・経済を守るための積極的な取組が求められる。

<sup>5</sup> 「人の健康、動物の健康、そして環境の健全性」の3つが密接に関連しており、一体となって守っていくべきであるという考え方

<sup>6</sup> 細菌が抗菌薬に対して抵抗力を持つように変化し、薬が効きにくくなる、または効かなくなる現象

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

### 第1章 計画の基本的な考え方

新型インフルエンザ等<sup>7</sup>対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。また、本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等<sup>8</sup>が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるように、計画の基本的な考え方として次のとおり示すものである。

#### 【基本的な考え方】

- (1) 政府行動計画、県行動計画に基づき、本市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況下で対応ができるようにする。
- (2) 市、県、国、医療機関、指定地方公共機関<sup>9</sup>、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 本市の地理的な条件、社会的状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指す。

---

<sup>7</sup> 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

<sup>8</sup> 鼻から喉、気管、気管支、肺に至る呼吸器系が、ウイルス、細菌、真菌（カビ）、寄生虫などの微生物によって感染し、炎症を起こす病気の総称

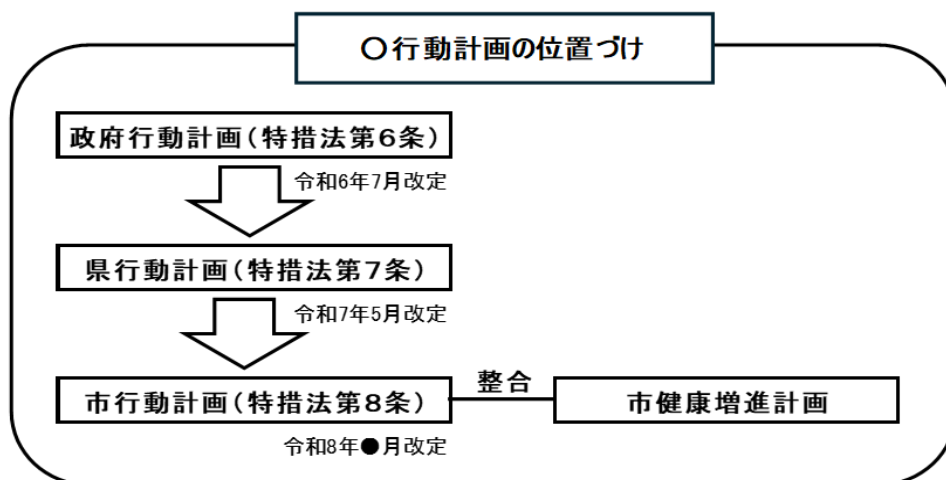
<sup>9</sup> 都道府県の区域内で、電気・ガス・輸送・通信・医療などの公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定するもの

## 第2章 計画の位置づけ・見直し

本計画は、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画を基準に、市長が感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。このような計画の位置付けにより、計画の期間を設定しないが、国、県行動計画に合わせて、おおむね6年ごとに計画を見直すこととする。

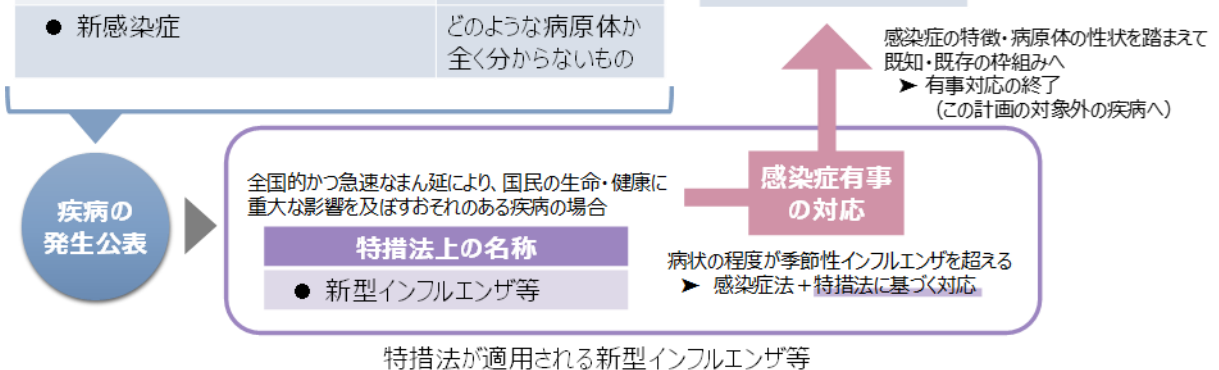
また、感染症対策における体制の在り方や目標を定める市健康増進計画との整合性が図られるように定めることから、計画相互の変更の際にも見直しを検討する。

特措法に基づき定める本計画の対象疾病は、同法が適用される新型インフルエンザ等とする。



### 感染症法の疾病分類

未知・未指定の感染症		既知・既存の感染症
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型インフルエンザ等感染症               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ</li> <li>・ 再興型インフルエンザ</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症</li> <li>・ 再興型新型コロナウイルス感染症</li> </ul> </li> <li>● 指定感染症</li> <li>● 新感染症</li> </ul>	病原体の種類が分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一類感染症</li> <li>● 二類感染症</li> <li>● 三類感染症</li> <li>● 四類感染症</li> <li>● 五類感染症</li> </ul>



《出典》県行動計画

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の目的

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。病原性<sup>10</sup>が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等対策を重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

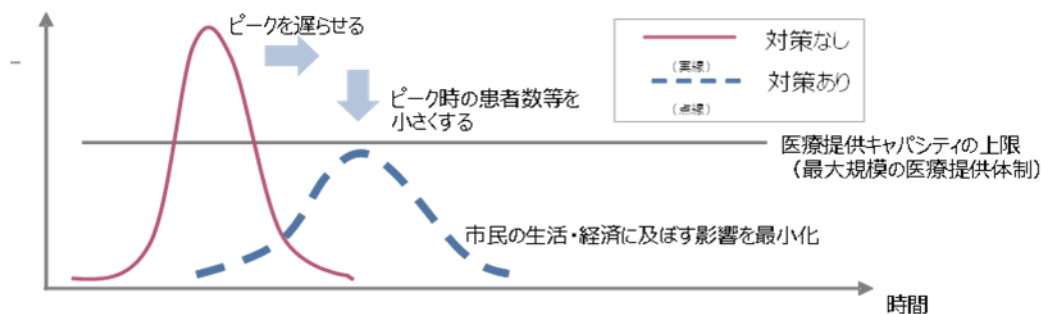
#### 1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制整備等の時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負担を軽減するとともに、患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (3) 事務継続計画の作成や実施等により、医療の提供に係る業務、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### 【対策の効果の概念図】



## 第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令に基づき、国、県又は指定地方公共団体と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととし、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を目指すべく検討を行う。

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、県と連携し訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

#### (4) 情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のための DX の推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携の円滑化等を図ること、情報収集・共有システムの充実、予防接種システムのデジタル化、コールセンター体制の IT 支援などの DX の推進、人材育成、国と地方公共団体の連携等複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

### 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染症拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバラ

ンスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

#### **(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え**

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

#### **(2) 医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置**

有事には県が予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図ることになる。各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく、感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

#### **(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え**

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、県と連携のもと適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

#### **(4) 対策項目ごとの時期区分**

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、国の方針を踏まえながら必要に応じて個別の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

#### **(5) 市民等の理解や協力を求めるための情報提供・共有**

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民の理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に、まん延防止等重点措置<sup>12</sup>や緊急事態措置<sup>13</sup>等の行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

### 3 基本的人権の尊重

市、国及び県は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

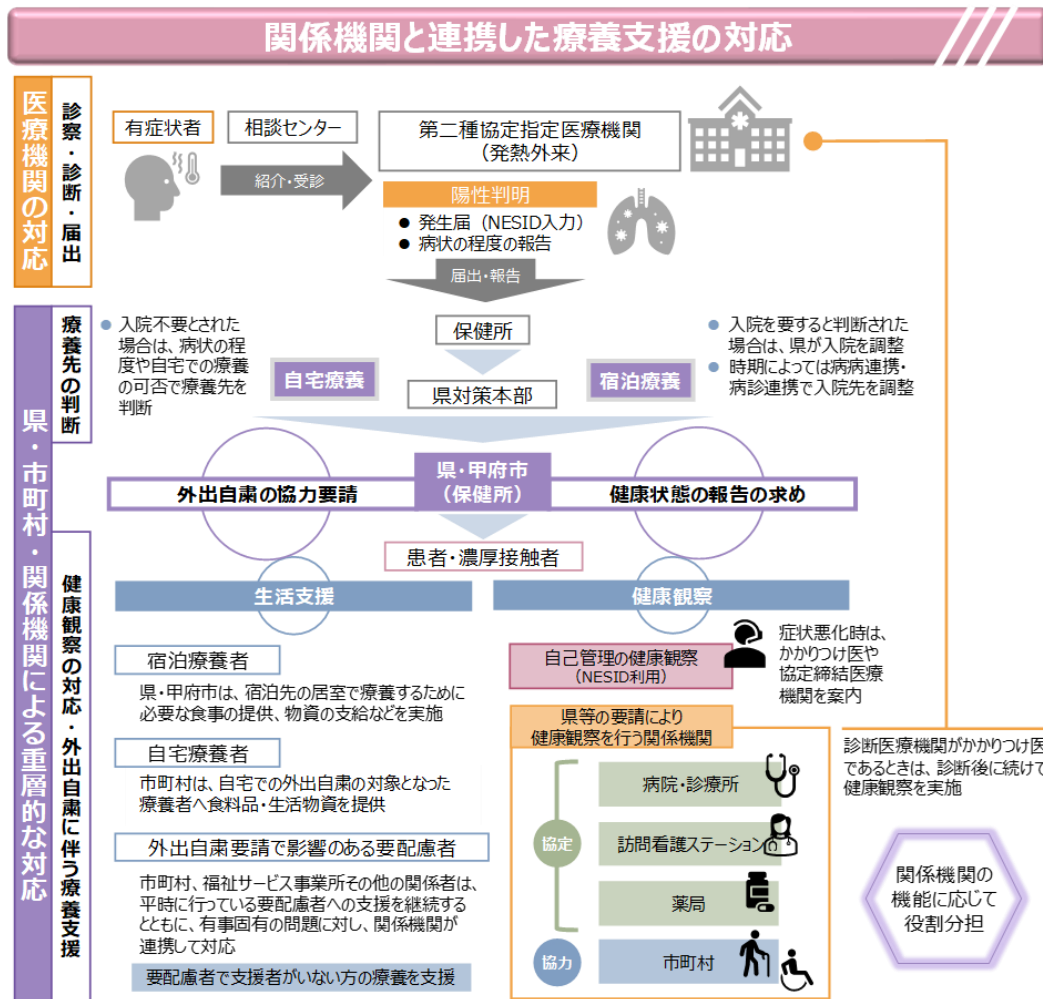
### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のため、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### 5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要があると認めるときは、県に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整<sup>14</sup>を行うよう要請する。



《出典》 県行動計画

## 6 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、市及び県において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県及び国と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、市は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

## 7 計画等の実行性の確保

本行動計画に基づく訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画や関連マニュアル等について、必要な見直しを行うことは重要である。

こうした観点から、市行動計画や関連マニュアル等に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況、県行動計画の改定状況等も踏まえ、市行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験を基に市行動計画等を検証し、必要な見直しを行う。

## 8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し保存する。

---

<sup>10</sup> 病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ。

<sup>11</sup> (デジタル・トランスフォーメーション) ICTにより社会の在り方を変えるもの。

<sup>12</sup> 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

<sup>13</sup> 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

<sup>14</sup> 市町村、医療機関その他の関係機関による感染症への対応が円滑に行われるよう、感染症法に基づき国や県が行う調整。

<sup>15</sup> 行政が健康観察や医療の提供、日常生活に必要な物資の支給に関与する中において、外出自粛の対象となった新型インフルエンザ等の患者等が自宅で療養すること

## 第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、県、市、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが発病する可能性があるため、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 国の役割

- ・ 国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ 国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針<sup>16</sup>を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### 2 県の役割

県予防計画に基づき、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養環境の整備や、人材の養成・資質の向上、県型保健所・衛生環境研究所における感染症有事体制の確保を行う。

また、感染症対策連携協議会を活用して平時から、保健所設置市の甲府市その他の関係機関と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた取組を計画的に行う。

感染症有事の際は、国の基本的対処方針に基づき、県内の関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### 3 保健所の役割

人材の養成や確保、研修・訓練の実施等により、保健所の感染症有事体制を整備し、保健所の感染症有事体制への移行準備を行うとともに、患者等の療養支援等に携わる県、市町村、関係機関の役割分担を確認する。

### 4 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者<sup>17</sup>への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

市は県と、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

### 5 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定<sup>18</sup>を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具<sup>19</sup>を始めとした感染症対策物資<sup>20</sup>等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### 6 指定地方公共機関の役割

医薬品等の流通、人の輸送、物資の運送など公益的事業を営む者等について、知事が指定する指定地方公共機関は、医療提供を持続可能なものとし、県民の生活・経済を守るために、感染症有事の際には、特措法及び自らの業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

感染症有事への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDX（デジタル・トランスフォーメ

ーション) \*の推進、リモートワーク（テレワーク）の普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

## 7 保育所、学校等、高齢者施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防対策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずるとともに、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

## 8 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種<sup>21</sup>の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## 9 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、対策を行う必要がある。

## 10 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット<sup>22</sup>、手洗い、人混みを避ける等）等の個人の段階での感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人の段階においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人の段階での対策を実施するよう努める。

- 
- 16 特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき政府対策本部が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針。
  - 17 新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 1 5 号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。
  - 18 新興感染症の発生時において、医療（病床/発熱外来/外出自粛対象者への医療の提供/後方支援/医療人材の派遣）を提供することを内容とする感染症法に基づく協定。県が新興感染症の対応を行う医療機関と平時に協議を行い締結。
  - 19 マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
  - 20 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
  - 21 特措法第 28 条第 1 項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
  - 22 感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

## 第5章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備（準備期）と、発生後の対応（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

<p><b>準備期</b> 新型インフルエンザ等の発生前の段階</p>	<p>○ワクチンや治療薬等の供給体制の整備状況の確認 ○市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画の策定 ○DXの推進や人材育成 ○実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等</p>
<p><b>初動期</b> 新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階</p>	<p>○迅速な体制移行 ○感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p>
<p><b>対応期</b> 政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階</p>	<p>対応期の4つの時期</p> <p><b>① 封じ込めを念頭に対応する時期</b> 政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン<sup>26</sup>等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができるとの可能性があることに留意）。</p> <p>その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。</p> <p><b>② 病原体の性状等に応じて対応する時期</b> 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積によ</p>

	<p>り明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p> <p><b>③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</b>  ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。</p> <p><b>④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</b>  最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性<sup>27</sup>等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<sup>23</sup> 感染症などの上陸を阻止するために行われる検疫や検査のこと。

<sup>24</sup> ヒトの身体に取り込まれたインフルエンザウイルスに働き掛け、その感染の予防や重症化の防止に効能・効果があるとして、人体への使用の安全性を確認の上、国内での製造販売が承認された医薬品。計画改定時点ではオセルタミビルリン酸塩（タミフル®、オセルタミビル）、ザナミビル水和物（リレンザ®）、ペラミビル水和物（ラピアクタ®）、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（イナビル®）、バロキサビルマルボキシール（ゾフルーザ®）があり、その種類によって、錠剤、カプセル、顆粒、ドライシロップ、吸入剤、注射剤といった剤形がある。

<sup>25</sup> 流行した新型インフルエンザ等の株をもとに開発・製造されるワクチン。なお、パンデミックとは、感染症の世界的大流行をいい、特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行（パンデミック）を起こすことが想定される。

<sup>26</sup> 流行した新型インフルエンザ等の株をもとに開発・製造されるワクチン。なお、パンデミックとは、感染症の世界的大流行をいい、特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持

っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行（パンデミック）を起こすことが想定される。

<sup>27</sup> ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

## 第 6 章 市行動計画における対策項目

### 1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの発生段階での切替えのタイミングを示し、わかりやすく、取り組みやすいものとする。

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

本行動計画の主な対策項目である 8 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示すそれぞれの項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### (1) 実施体制

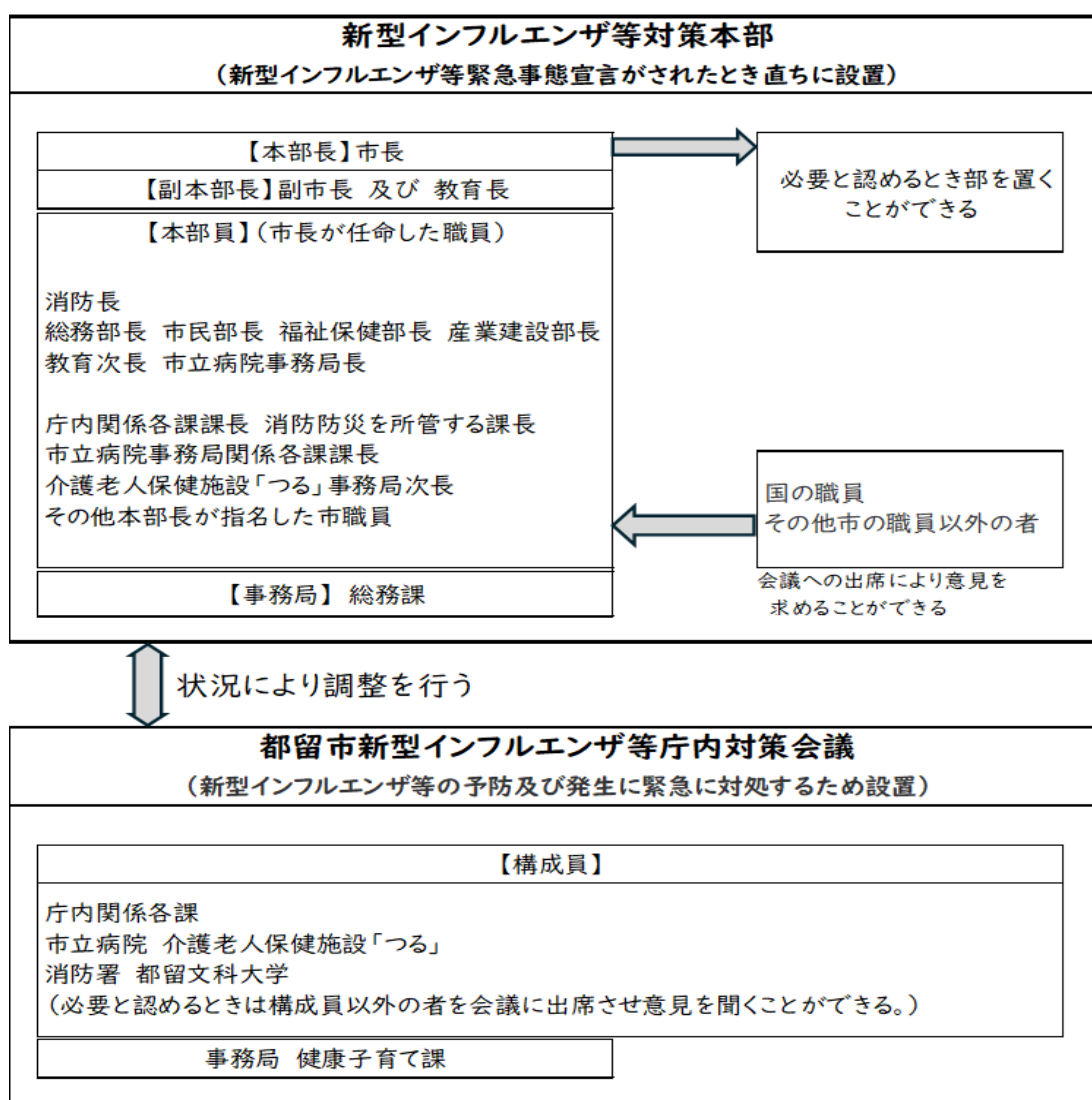
感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活や市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。国や県、近隣市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

また市では「都留市新型インフルエンザ等対策本部条例」において市対策本部及び本部会議の設置を明記して対策を検討できる体制となっている。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

なお、第 2 部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載されている担当課名については、有事の際は全庁的に柔軟な対応をするものとし、記載されていない担当課が対応することもある。

## 《 組織体制 》



## (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

### (3) まん延防止

新型インフルエンザ等の拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学的観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため市は県と連携して、県が国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき行うまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を速やかに行う。

一方で、特措法第5条において、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報やワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

### (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、県や医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

### (5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

市は、県が実施する健康観察に協力し、県から患者やその濃厚接触者に関する情報等を受け、県が実施する食事の提供等、患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供に協力する。

また、市は、独り暮らしの高齢者、妊産婦、小さなこどものいる世帯といったよう配慮者の見回りなどの対応、健康観察を行う。

## (6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じることが重要である。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に感染対策物資<sup>28</sup>の不足が懸念される場合等には、必要に応じて県とともに感染対策物資等の生産要請等を行うよう国に働きかけるなど、医療機関等で必要な感染対策物資等が確保されるよう取り組む。

## (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることを念頭に感染対策と市民の生活・経済の両立を図る。

新型インフルエンザ等発生時には、市、国及び県で連携して、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## (8) その他（医療）

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

市は、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えるといった市民への救急車の適正利用や、救急安心センターやまなし(#7119)・小児救急電話相談(#8000)の利用の促進により救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。

感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

---

<sup>28</sup> 個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス（対人距離）の確保、ゾーニング（空間分離）などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1 行動計画等の作成や体制整備・強化【健康子育て課・総務課・各課】

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、とるべき体制や対策を明確にした市行動計画を作成・変更する。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、全ての所属において業務継続計画（BCP）<sup>29</sup>を作成・変更する。
- ③ 市は、行動計画や業務継続計画（BCP）の作成・変更に当たっては、関連する政府行動計画及び県行動計画等と整合の取れたものとなるように配慮する。
- ④ 市は、緊急事態宣言<sup>30</sup>の対象区域になった場合など感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる市対策本部体制及びそのための規定を整備する。

##### 2 国及び県との連携の強化【健康子育て課・各課】

- ① 市及び県は、感染症有事に備え、事態対処を円滑に行うための連絡体制を整備する。
- ② 国、県、市及び指定地方公共機関は、相互に連携し、感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換等を行い、感染症有事に備えて連携体制を整備する。

##### 3 訓練等の実施・人材の養成【健康子育て課・総務課】

- ① 市は、単独又は合同で、行動計画・業務計画・業務継続計画（BCP）の内容を踏まえた訓練を実施し、平時から情報共有及び連携体制を確認する。
- ② 市は、県が実施する訓練に参加するとともに、現場レベルでの県との連携体制を構築する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等を養成する。

## **第2節 初動期**

### **1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置【総務課・健康子育て課・各課】**

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県対策本部が設置されたときは、市は必要に応じて、特措法によらない組織として市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### **2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保【財務課】**

市は、機動的かつ効果的な対策実施のため、国が行う財政支援の検討を踏まえ、全庁的に必要な対策について検討し、対策に要する経費について必要な準備を行う<sup>31</sup>。

## **第3節 対応期**

### **1 基本となる実施体制の在り方**

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

### **2 市の実施体制の確保【総務課・健康子育て課・各課】**

- ① 市は、本行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。
- ② 市は緊急事態宣言がなされた場合は直ちに市対策本部を設置し、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態宣言に対する総合調整を行う。

### **3 職員の派遣・応援への対応【総務課・健康子育て課】**

- ① 市は、特定新型インフルエンザ等対策<sup>32</sup>を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村又は県に応援を求め又は国に職員の派遣を要請する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

- ④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の対応に関する情報を随時収集し、市における対策が円滑に進むよう富士・東部保健所に職員（リエゾン）<sup>33</sup>を派遣する。

#### 4 必要な財政上の措置【財務課】

市は、国からの財政支援を有効に活用することにより、対策に必要な財源を確保する。

#### 5 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制【総務課・健康子育て課】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。ただし、本部体制で対応すべき事態が継続している場合には、特措法によらない組織として市対策本部体制を維持する。

- 
- <sup>29</sup> 不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。
  - <sup>30</sup> 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。
  - <sup>31</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の2  
（起債の特例）第七十条の二 政令で定める地方公共団体は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものについては、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。
  - <sup>32</sup> 地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法第2条第2号の2の政令で定めるもの。
  - <sup>33</sup> 「仲介」や「橋渡し」という意味。市町村が感染症有事の際に派遣するリエゾンは、その所属する市町村による新型インフルエンザ等対策を円滑に進めるため、県対策本部や県型保健所による新型インフルエンザ等への対応の方法や現場の対応状況などについて随時情報を収集し、持ち帰る「連絡調整員」の役割を担う。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 【福祉課・長寿介護課・健康子育て課・学校教育課・各課】

- ① 市は感染症有事において、信頼性のある一貫した情報提供・共有を行うことができるよう必要な体制を整備する。
- ② 市は、平時から国や県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、多媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。
- ③ 市は、情報提供・共有に当たっては、個人のレベルの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。
- ④ 市は、地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等<sup>34</sup>を所管する関係部局と福祉保健部局とが相互に連携し、感染症や公衆衛生対策について関係者にわかりやすく情報提供・共有する。
- ⑤ 市は、自らの情報提供・共有が市民等の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。

#### 2 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発【健康子育て課・市民課・各課】

- ① 市は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発する。
- ② 市は、平時から、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況<sup>35</sup>に応じ、各種媒体を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。

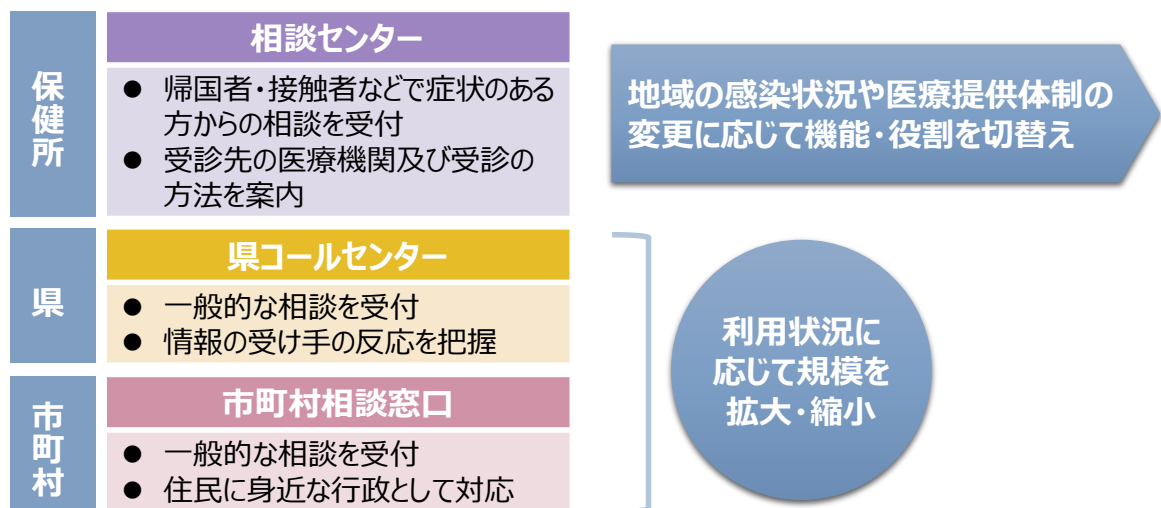
#### 3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進【総務課・福祉課・長寿介護課・健康子育て課・学校教育課・各課】

- ① 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進める。
- ② 市は、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等から助言等を得ながら、市民等への情報提供・

共有方法や、相談窓口等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。

- ③ 市は、感染症有事において、信頼性のある一貫した情報提供・共有を行うことができるよう必要な体制を整備する。
- ④ 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症に関する情報提供・共有においても適切に配慮する。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じるための市の相談窓口等を円滑に設置について体制・対応手順等を確認する。
- ⑥ 市は、市民等が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。

## 新型インフルエンザ等の相談体制



《出典》県行動計画

## 第2節 初動期

### 1 市における情報提供・共有について【総務課・健康子育て課・各課】

- ① 個人の段階での感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを踏まえ、行動変容<sup>36</sup>に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。
- ② 市は、情報を一元的に管理し、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局等の情報について、必要に応じて、市ホームページ等に集約し、総覧できるようにする。
- ③ 市は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県と連携して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

### 2 県と市の間における情報提供・共有について【総務課・健康子育て課・福祉課・長寿介護課・学校教育課】

- ① 市は、各種媒体を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの感染症情報を市民向けに分かりやすく発信する。
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。
- ③ 市は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。
- ④ 市は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを市民等に情報提供・共有する。
- ⑤ 市は、国が作成した一般向け Q&A を各種媒体で情報提供・共有する。
- ⑥ 市は、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

### 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応【総務課・健康子育て課・市民課・各課】

- ① 市は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げになることなどを発信する。
- ② 市は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民等が正しい情報を入手できるよう努める。
- ③ 市は、偏見・差別等に関する国、県、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

#### 4 双方向のコミュニケーションの実施【総務課・健康子育て課】

市は、国による地方公共団体向け Q&A の配布等を機に市相談窓口等を設置するとともに、寄せられた意見や SNS の動向により情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。

### 第 3 節 対応期

#### 1 市における情報提供・共有について【総務課・健康子育て課・各課】

- ① 市は、各種媒体により情報提供・共有を図る。
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な者に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。
- ③ 市は、各種業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。
- ④ 市は、引き続き、国が開設する国、地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを市民等に情報提供・共有する。
- ⑤ 市は、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症情報を市民等に分かりやすく発信する。
- ⑥ 市は、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。
- ⑦ 市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

#### 2 双方向のコミュニケーションの実施【総務課・健康子育て課・各課】

- ① 市は、国が作成・改訂した一般向け Q&A を HP 等で情報提供するとともに、市相談窓口等の体制を強化する。
- ② 市は、相談窓口等に寄せられた意見等や SNS の動向などを通じて市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。
- ③ 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応【総務課・健康子育て課・市民課・各課】

- ① 市は、偏見・差別等は許されるものではなく法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染対策の妨げになることなどについて情報提供・共有を図る。

- ② 市は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民等が正しい情報を入手できるよう対処する。
- ③ 市は、偏見・差別等に関する県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。
- ④ 市は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム事業者に対して必要な協力・要請等を実施する。

#### 4 リスクコミュニケーションを活用した説明【健康子育て課】

- ① 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>37</sup>等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、県が行う感染対策等の根拠を丁寧に説明する。
- ② 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明する。
- ③ 市は、特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。
- ④ 市は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、市民・事業者等に対し丁寧に説明する。
- ⑤ 市は、順次広報体制を縮小する。

---

<sup>34</sup> 入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

<sup>35</sup> Web、SNS等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等

<sup>36</sup> 人が行動（生活習慣）を変えること。

<sup>37</sup> 疾病の原因となる病原体に作用する薬剤の効きやすさ。薬剤の有効性の指標。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1 まん延防止対策を実施するための体制整備【健康子育て課・総務課・各課】

市は、地域のまん延防止を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を適宜更新する。

#### 2 まん延防止対策の効果を高める環境の整備【健康子育て課・学校教育課】

市、学校等は換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。感染症有事において、自らの感染が疑われる場合は県が設置する相談センター<sup>38</sup>に連絡し相談すること、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うなど、とるべく対応等について、平時から理解の促進を図る。

### 第2節 初動期

#### 1 市内でのまん延防止対策の準備【総務課・健康子育て課・各課】

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画（BCP）又は業務計画に基づく対応を準備する。

### 第3節 対応期

#### 1 封じ込めを念頭に対応する時期のまん延防止対策【健康子育て課・企画課・財務課・福祉課・長寿介護課・産業課・学校教育課・生涯学習課・各課】

- ① 市は、患者や濃厚接触者<sup>39</sup>への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。
- ② 市は、必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請について、県に対して要請する。
- ③ 市は、まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他の必要な措置を講ずることを検討する。その際には、国の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金を活用することや、他事業者との公平性の観点や円滑な執行等が行われることなどに留意する。
- ④ 市は、通所介護事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については訪問介護等を活用した対応を検討する。
- ⑤ 市は、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やリモートワーク（テレワーク）、オンライン会議の活用等の

取組を勧奨する。

- ⑥ 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策を勧奨し、又は徹底するよう協力を要請する。
- ⑦ 市は、新型インフルエンザ等の集団発生施設や感染リスクの高い不特定多数の者が集まる施設に対し、基本的な感染対策の徹底を要請するとともに、当該施設において催物を開催する場合には、施設の管理者等に対して人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。
- ⑧ 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等について感染状況等を踏まえ適切に行うよう、学校の設置者等に要請する。

---

<sup>37</sup> 新型インフルエンザ等に感染したおそれのある行動歴や症状がある方の相談を受け付け、発熱外来の受診先を案内する電話窓口。

<sup>39</sup> 保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性がある者と判断された者。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1 ワクチンの接種に必要な資材【健康子育て課】

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表 1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（ S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

#### 2 県との役割分担について

県が国からの要請に基づいて行うワクチンの円滑な流通を可能とする体制の整備に際して、市は、県との連携方法について協議を行う。

#### 3 ワクチンの供給体制【健康子育て課】

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時、事業者の把握をする。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあり、管内の医療機関と密

に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

#### 4 接種体制の構築【総務課・健康子育て課】

##### (1) 接種体制

- ① 市は、都留医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえながら、平時から都留医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。
- ③ 市は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び福祉保健部以外の分野、市総務部局、市民部局等の連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

##### (2) 特定接種【健康子育て課・産業課】

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員を対象とする特定接種については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種によることになるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築する。
- ② なお、特殊接種の対象となりうる地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。
- ③ 市は、特定接種の対象となる市民生活・社会経済安定分野の事業者に対し、特定接種登録事業者としての登録申請を当該事業者<sup>40</sup>に周知する。
- ④ 市は、国からの要請に基づき、特定接種登録事業者<sup>40</sup>に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。
- ⑤ 市は、特定接種登録事業者による業務継続計画（BCP）の作成を支援する。

##### (3) 住民接種<sup>41</sup>【健康子育て課・福祉課・長寿介護課・市立病院】

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実施するための準備を行う。

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
  - α 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、都留医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市間の情報共有体制や、都留医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 <sup>※</sup>	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、都留医師会等の協力を得てその確保を図る必要があり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、都留医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、都留医師会等と委託契約を締結し、都留医師会等が運営を行う等適正な対応を行う。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、他の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、都留医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 4 情報提供・共有【健康子育て課・市立病院】

- ① 市は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。
- ② 市は、定期的予防接種の実施主体として、市立病院、都留医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

#### 5 市衛生部局以外の分野との連携【産業課・福祉課・長寿介護課・健康子育て課】

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野を含めた全庁的な連携及び協力体制の構築に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市健康子育て課は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

## 6 DXの推進【企画課・健康子育て課】

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 1 接種体制の構築【健康子育て課】

#### (1) 接種体制

- ① 市は、準備期に構築した接種体制に基づき接種会場や接種に携わる医療従事者の確保等、接種体制の構築を行う。
- ② 市は、国から提供されたワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を踏まえ、予防接種体制の構築等の業務を担うワクチン専従組織の立ち上げを検討する。

#### (2) 特定接種【健康子育て課・市立病院】

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、都留医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて都留医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### (3) 住民接種【総務課・福祉課・長寿介護課・健康子育て課・学校教育課・市立病院】

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、保健衛生部局の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務部局も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県及び市の関係部局が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、データ入力、コールセンターの設置等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は都留医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、都留医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市保健福祉センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、市の接種が大きい場合は、県に対し大規模接種会場の設置を依頼することなども検討する。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の関係部局等、都留医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、本市の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ都留医師会と協議の上、物品や薬剤の準備を行

うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、都留医師会等から一定程度持参してもらおう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。

また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。
- ⑪ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談を行う。

## 第3節 対応期

### 1 予防接種の準備【健康子育て課】

市は、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い、初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を実施するための準備を行う。

### 2 ワクチンや必要な資材の供給【健康子育て課】

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を、ワクチンの供給体制を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

### 3 接種体制の構築【健康子育て課】

#### (1) 接種体制

- ① 市は、準備期及び初動期に構築した接種体制により、予防接種を実施する。
- ② 市は、国が公表するワクチンの接種すべき回数等について、県を通じて情報提供を受ける。
- ③ 市は、変異株の出現により追加接種が必要な場合においても混乱なく円滑に接種が進められるよう国、県と連携して接種体制を継続的に整備する。

#### (2) 特定接種

##### 地方公務員に対する特定接種の実施【総務課・健康子育て課】

- ① 市は、国が特定接種の具体的運用を決める際に考慮する新型インフルエンザ等の情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造、製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民経済安定分野の特定接種登録事業者による事業継続の必要性、住民接種の必要性について県を通じて情報提供を受ける。
- ② 国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携

し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### (3) 住民接種

#### 予防接種体制の構築【健康子育て課・福祉課・長寿介護課・各課】

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種順位に対する基本的な考え方に重症化しやすい特定のグループ等で発症した新型インフルエンザ等に関する病原性等の情報を加味して国から示される接種順位について、県を通じて情報提供を受ける。
- ③ 市は、県と連携し接種状況等を踏まえ、医療機関以外の接種の実施会場の追加等を検討する。
- ④ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ⑤ 発熱等の症状があるなど予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、都留医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
- ⑦ 市は、県と連携して接種履歴を確認し、接種誤りを防止し、接種を受けた者が当該接種記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムにより接種記録を適切に管理する。

### (4) 住民接種に関する情報提供・共有【健康子育て課】

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な者に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、

電子的に情報を収集することが困難な者に対しては、情報誌への掲載等による周知を実施する。

#### **(5) 住民接種体制の拡充【長寿介護課・健康子育て課・福祉課】**

- ① 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、市の介護保険部局等や都留医師会等の関係団体と連携し、接種会場での接種が困難な高齢者施設等の入所者等の接種体制を確保する。
- ② 市は、居住する市以外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する。

#### **(6) 住民接種記録の管理【健康子育て課】**

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### **4 健康被害救済【健康子育て課】**

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、疾病・障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。このことから、市は、国より予防接種との因果関係を否定できないと認定された健康被害を救済する。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

### **5 情報提供・共有【総務課・健康子育て課】**

#### **(1) 接種体制にかかる情報提供・共有**

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するにあたり、国から情報提供された接種に関する情報を提供・共有する。

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

## (2) 特定接種に係る対応【健康子育て課】

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

## (3) 住民接種に係る対応【健康子育て課】

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 予防接種法第6条第3項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
  - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

---

<sup>40</sup> 特措法第28条第1項第1号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

<sup>41</sup> 予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1 保健の分野における体制の整備【健康子育て課】

市は保健所が行う研修や訓練等に参加し、円滑な患者情報の共有・連携方法について準備を行う。

### 第2節 初動期

#### 1 県相談センターへの相談【健康子育て課】

市は、症例定義に当てはまる有症状者等が相談センターに相談することが新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であることを踏まえ、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が保健所に設置する相談センターへ相談するよう周知する。

### 第3節 対応期

#### 1 主な対応業務の実施

##### (1) 健康<sup>42</sup>観察及び生活支援【健康子育て課・各課】

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の配布に協力する。

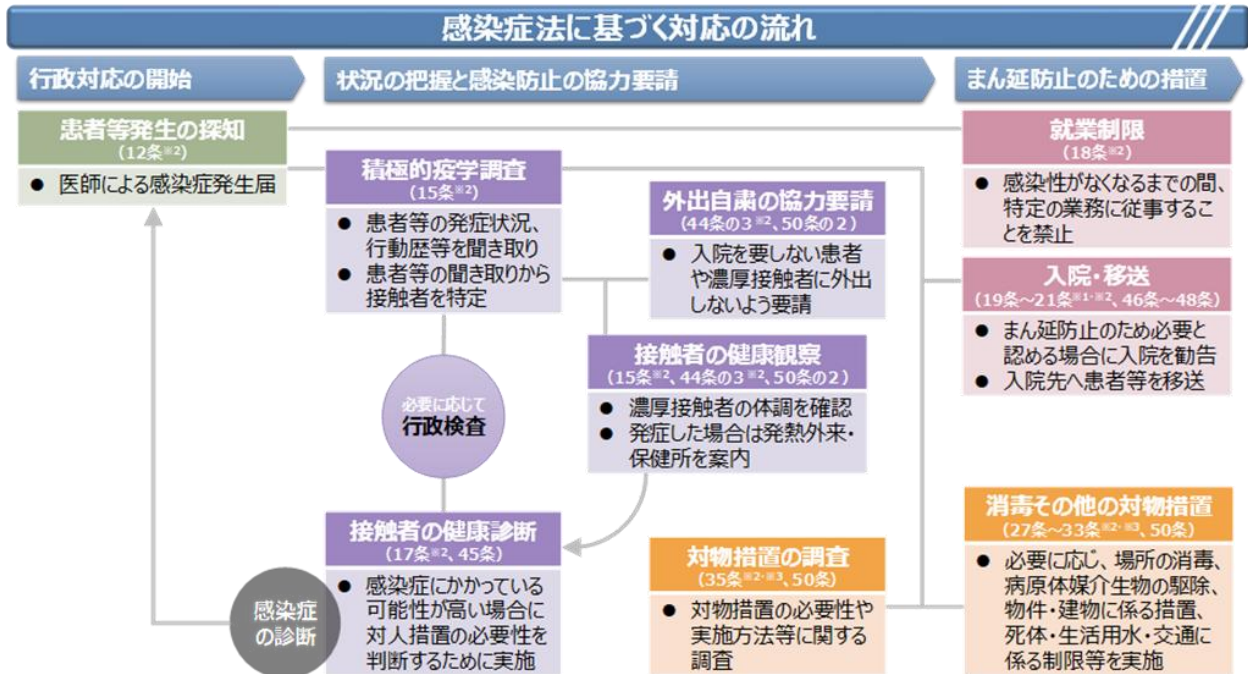
##### (2) 相談センターによる受診相談【健康子育て課】

- ① 市は県が運営する相談センターの取組を周知する。
- ② 市は、県と協力し、地域の医療提供体制や相談センターを通じた医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

##### (3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応【健康子育て課】

市は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及び保健所等での対応の縮小

について、リスクコミュニケーションの専門家の知見を活用しつつ、市民・事業者等に対し丁寧に説明する。



《出典》 県行動計画

<sup>42</sup> 感染症の患者等の濃厚接触者や感染症の療養者の必要な期間において、体温などの健康状態について報告を求め、患者の状態を確認すること。

## 第6章 物資

---

### 第1節 準備期～初動期

#### Ⅰ 感染症対策物資等の備蓄【総務課・健康子育て課・各課】

- ① 市は、本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。
- ③ 消防署は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### 第2節 対応期

#### Ⅰ 物資又は不足時の対応について【総務課・健康子育て課・各課】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態<sup>43</sup>において、その備蓄する物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

---

<sup>43</sup> 特措法第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」をいう。

## 第7章 市民の生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1 情報共有体制の整備【総務課・健康子育て課】

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 2 支援の実施に係る仕組みの整備【企画課・健康子育て課】

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施する各種支援に係る行政手続や支援金の給付・交付、相談等について、国とともにDXを推進し、対面に限らず、メールや電子申請などを活用した適切な仕組みを整備する。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、日本語能力が十分でない外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。

#### 3 物資及び資材の備蓄【総務課・健康子育て課・消防署・病院】

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章「物資」における感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な消耗品や資材の有無について確認し、必要に応じて備蓄する。この備蓄は、災害<sup>44</sup>備蓄と兼ねることができる。
- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
- ③ 消防署は搬送従事者向けの備蓄を行うとともに、医療機関・社会福祉施設への備蓄の促進を行う。

#### 4 生活支援を要する者への支援等の準備【福祉課・長寿介護課・健康子育て課】

市は、国の要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備え、要配慮者の把握とともに、介護支援専門員、相談支援専門員等が所属する施設等や県と連携し具体的手続きを決めておく。

#### 5 火葬体制の構築【地域環境課】

市は県、国と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を把握するとともに、それを超過した場合の一時的遺体安置施設等の検討、必要量のドライアイス・非透過性能体袋の確保など、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 6 事業継続に向けた準備【産業課・各施設所管課】

市及び県は、指定地方公共機関以外の事業者の業務継続計画（BCP）の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定する BCP は、事業継続力強化計画（簡易版 BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。

## 第2節 初動期

### 1 遺体の火葬・安置【地域環境課】

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

#### (1) 心身への影響に関する施策【健康子育て課・福祉課・長寿介護課】

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

#### (2) 生活支援を要する者への支援【健康子育て課・福祉課・長寿介護課】

- ① 市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ② 市は、通所事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービス利用を継続する必要がある要介護者等については訪問介護等を活用した対応を検討する。

#### (3) 教育及び学びの継続に関する支援【学校教育課】

市及び県は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

#### (4) 生活関連物資等の価格の安定等【産業課・市民課】

- ① 市は、国及び県と連携し、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、市民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令に基づき講じることとされる措置を適切に実施する。

#### (5) 埋葬・火葬の特例等【地域環境課・市民課】

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請するほか、搬送体制の確保について協議する。その際、納体袋への遺体の収納から遺体の安置場所・火葬場への搬送、遺体の火葬までの一連の流れが円滑に進むよう配慮する。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直に確保するとともに、市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に

緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

- ⑦ 市は、遺体の埋葬及び火葬について、県と協力して、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し遺体の搬送の手配等のため葬祭業者と協議する。

## 2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### (1) 事業者に対する支援【産業課・長寿介護課】

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### (2) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置【上下水道課】

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

---

<sup>44</sup> 大規模災害時に住民の生命と生活を守るため、行政が平時から食料、飲料水、生活必需品（衛生用品、医療品など）を備蓄・管理し、発災直後の避難所運営や被災者支援に活用する仕組み

## 第8章 その他（医療）

---

### 第1節 準備期

#### 1 救急車の適正利用【消防署】

市は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや救急安心センターやまなし(#7119)・小児救急電話相談(#8000)を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。

### 第2節 初動期

#### 1 救急車の適正利用【消防署】

市は、地域の医療提供体制や医療機関への受診の方法を市民等に周知するとともに、救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや救急安心センターやまなし(#7119)・小児救急電話相談(#8000)を利用することなど、救急車の適正利用を促進する。

### 第3節 対応期

#### 1 救急搬送・救急医療提供体制の維持【消防署】

市は、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えるといった市民への救急車の適正利用や、救急安心センターやまなし(#7119)・小児救急電話相談(#8000)の利用の促進により救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。

#### 2 普及啓発【健康子育て課】

市は、感染症の特徴や病原体の性状、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏まえ、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。